

令和4年度第1回海老名市文化財保護審議会 議事録

開催日時等	令和4年10月5日(木) 10:00~11:30 於: えびなこどもセンター301 会議室	
議 題	(1) 文化財保護審議会会長及び副会長の選出について (2) 相模国分寺跡保存活用部会の委員選出について (3) 市登録文化財の登録について (4) 国登録有形文化財の意見具申について	
出席委員	浜田弘明、井上泰、山本勉、片山兵衛、海老澤模奈人、青木敬 委員6名全員出席	
事務局	教育長 伊藤文康 教育部次長 江下裕隆 教育総務課文化財担当課長 押方みはる	教育部長 中込明宏 教育部参事兼教育総務課長 西海幸弘 教育総務課主事 和田山千暁

【議事概要】

(1) 文化財保護審議会会長及び副会長の選出について

会長: 浜田委員 副会長: 青木委員

(2) 相模国分寺跡保存活用部会の委員選出について

青木委員を選出

(3) 市登録文化財の登録について(諮問、調査、答申)

主な意見

- ・ 諮問書の表記について、員数の部分を登録件数としたほうがよい
- ・ 海老名市最初の登録文化財として高札を登録するのには賛成

(4) 国登録有形文化財の意見具申について

主な意見

- ・ 大正7年に建てられた木造建築として神奈川県に残っているものは非常に少ない
- ・ 歴史的景観に寄与してきたという面も含めて、意義がある
- ・ 建築物そのものと共に、紙資料が豊富に残っているのは非常によい
- ・ このまま国登録有形文化財への意見具申に異論なし

(5) 報告事項

- ① 県指定天然記念物 海老名の大櫓、有馬のはるにれの保存修理について
- ② 令和3年度文化財保護事業実施結果
- ③ 令和4年度文化財保護事業計画及び実施状況
- ④ その他

<p>進行</p> <p>片山委員 進行</p> <p>委員一同 進行</p>	<p>(1) 文化財保護審議会会長及び副会長の選出について</p> <p>海老名市文化財保護条例第 29 条に基づき、互選で会長、副会長を選出していただくこととなります。どなたかお引き受けいただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>事務局で案がありましたらお願いします。</p> <p>事務局案といたしましては、昨年度まで副会長を引き受けていただきました浜田委員に会長をお願いしたいと思っております。</p> <p>また、青木委員に副会長をお願いできればと思っております。</p> <p>異議なし</p> <p>それでは、会長に浜田委員、副会長に青木委員、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>青木委員</p>	<p>(2) 相模国分寺跡保存活用部会の委員選出について</p> <p>それでは、議題(2)の「相模国分寺跡保存活用部会の委員選出について」、事務局より説明をお願いします。</p> <p>相模国分寺跡の保存活用部会についてです。海老名市文化財保護条例の第 32 条で審議会に部会を置くことができる旨規定をしております。現在、部会として相模国分寺跡保存活用部会を設けております。部会は、審議会の委員 1 名以上と専門委員で構成することになっていることから、委員の選出をお願いしたいものです。専門委員については 3 名を委嘱しております。昨年度は開催できませんでしたが、今年度改めて開催したいものです。</p> <p>事務局としては、考古学ご専門の委員をお願いしたく、昨年度まで専門委員でいらした、青木委員をお願いできればと考えております。</p> <p>相模国分寺跡の保存整備についてですが、今年度改めて開催したいということですので。各委員から何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p>特にないようでしたら、相模国分寺跡保存活用部会の委員に、これまで専門委員でいらしゃった青木委員が部会構成員となることで、よろしく願いいたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>(3) 市登録文化財の登録について</p> <p>次に議題(3)「市登録文化財の登録について」について事務局より説明をお願いします。</p> <p>海老名市登録文化財の登録制度については、海老名市文化財保護条例第 7 条に規定するものです。</p> <p>この度令和 4 年 7 月 22 日付けで「海老名市登録文化財の登録について」、海老名市教育委員会から海老名市文化財保護審議会に諮問をさせていただきました。資料 1 の 1 ページになります。本諮問はこの登録制度ができて初めての案件となります。</p> <p>(海老名市登録文化財の登録について、諮問書読み上げ)</p> <p>本件は有形文化財に該当するもので、登録基準は参考資料 15 ページ、第 9 条第 1</p>

山本委員	<p>号で「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、考古資料又は歴史資料のうち、地域の歴史上または文化財上貴重なもの」としております。本件は歴史資料にあたります。</p> <p>資料を2階に準備いたしましたので、ご覧いただきたくお願いいたします。</p> <p>移動する前に質問があります。</p> <p>異なる所有者のものを一括して、名称「高札」、員数「5件」としていることに違和感を覚えたのですが。</p>
事務局	<p>所有者が違うということは、文化財として別件なのではないでしょうか。</p> <p>登録の番号としてはそれぞれ別にしてはいますが、一度に諮問をさせていただいたので、このような標記となっています。</p>
山本委員	<p>1と2～5では別のものだと思います。員数が5件というのは違和感があります。「件」というのは、1つの文化財に対する件数であることから、本件の員数は2件が自然だと思います。1つは正覚寺所有の高札1点、もう1件は海老名市所蔵の高札7点。</p> <p>万が一き損事故や焼失等があった場合にも備えて、所有者が異なるものをまとめることはしないほうがよいと思います。</p>
事務局	<p>全部を一括の資料とするイメージではなく、それぞれの2～5についても年代が異なるものなので、それぞれを1件ずつとして諮問をお願いしたいという意図でこのように記載しました。</p>
会長	<p>3(2)は員数という表現ではなく、登録件数などとすれば問題ないように思います。</p>
山本委員	<p>指定や登録の全体の総数が問われることがあります、そのときのカウントの仕方にも関係があるかと思しますので、整理をお願いします。</p>
事務局	<p>承知いたしました。</p>
	<p>【現資料確認】</p>
会長	<p>本件については、8月に井上委員が調査を実施し、所見をいただいておりますので、井上委員から報告をお願いいたします。</p>
井上委員	<p>8月5日に歴史資料収蔵館にて資料を確認しました。資料は9ページです。</p> <p>調査資料は5件8点です。No.1の門沢橋、正覚寺の高札は、門沢橋村領主、旗本長谷川氏から出されている浪人取締りの高札で、普通の法令が高札に仕立てられて流布される状況というのは、幕府の法令伝達手段を表す資料として類例がないわけではありませんが、意外に数は多くありません。いわゆる大高札と呼ばれる高札ではなく、地頭名で出されており、門沢橋村に伝わる唯一の江戸期の高札ということで、希少性は高いと考えられます。</p> <p>なお、墨が退色していますので、読みやすい形での公開が望まれます。</p> <p>No.2の、駄賃札と呼ばれる国分村の大高札の1枚ですが、正徳元年の案文を使用</p>

しているため、慶応2年ではありますが古い形の大きな高札になっています。その高札場の整備の際の古文書、「高札案文下渡願」・「御高札案写」・「新規御高札御普請出来形帳」が残されており、出来形帳からは、高札場の復元も可能ではないかという印象を受けます。高札と古文書3点を併せての有効活用ができるのではないかと考えております。

後は、享保6年のNo.3の鷹場札です。鷹場札は類例がないものではないのですが、非常に珍しいものであります。

No.4の慶応年間の、五榜の掲示と呼ばれる太政官札ですが、もう1点キリシタン禁制の高札があれば当然セットとなります。全国的に太政官札として一括指定されていく傾向があつて、今後キリシタン禁制の高札が追加される可能性もあり、登録が望ましいのかと思います。

No.5は明治3年の一番新しい最後の高札です。内容的には太政官札ですので、No.4と併せて一括して登録が望ましいと思います。

次に、高札の文化財指定・登録の状況ということで、神奈川県内の事例ですが、県内では高札を文化財指定又は登録している事例はありません。ただし川崎市では地域文化財としているものがあります。川崎市のものは少し特殊な形で、指定文化財、登録文化財以外の資料をその他の文化財という位置づけをして、地域おこしのための「地域文化財」という形で、市民から募集をしてそれを認定するという制度を取っています。その中に、江戸期の高札「徒党禁止の高札」と「捨馬禁止の高札」があり、それが地域文化財となっている例があります。それ以外では、高札を対象とした例はないのですが、中世の制札としては、横須賀市に豊臣秀吉禁制が4点、厚木市に北条家制札があります。ただ江戸期から明治初頭の高札に関しては、神奈川県では指定や登録をしている例がなく、全国の事例から考えると、調査活動の進行状況が影響し、指定活動が行われていないものと考えられます。

全国的な事例としては、一部を確認した状況ではありますが、太政官札にしても、五榜の掲示にしても指定が進んでおります。特にその中でも千葉県のほうが熱心に文化財指定をしています。1点だけ登録だったのが、東京都江東区の太政官高札で、個人蔵の関係だったのかとは思いますが、登録となっています。

鷹場高札は、埼玉県桶川市のほうで指定文化財となっています。

所見としては、太政官札については、比較的残りが良いためか、一括の形で文化財指定されることが多く、特に千葉県における指定活動が活発に行われています。全国的な趨勢から考えると、今後も高札の指定は進んでいくものと考えられます。

このことから、神奈川県内で文化財保護条例による指定や登録が行われている例はないものの、海老名市が先鞭をつける有効性は高いものと考えます。今後、キリシタン禁制札についても登録につながる可能性が高く、一括での指定などへの展開も考えられるため、現段階では、文化財の登録を行っていく形が有効と考えられます。

会長

ありがとうございました。

<p>海老澤委員</p>	<p>ただいま皆さんに実物を確認いただいたうえで、井上委員からご説明をいただきましたが、これを登録するにあたりましてご意見があればお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>今回この登録というのは、海老名市の登録文化財としては初めてのこととなるのですよね。そこでこの高札を選んだのは、井上委員がご説明いただいたように、海老名市が先鞭をつけるという、戦略的な意味があってあえて高札を最初の登録文化財にするのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>神奈川県で最初というところから始まったわけではありません。正覚寺の高札について、以前から登録制度ができたなら登録にしたい旨相談を受けていたことにはじまります。</p> <p>それであれば、市で所有しているものも全部登録にするのがよいのかという考えで、最初に諮問をさせていただいたという形になっております。</p> <p>今回井上委員の調査で、神奈川県内にはないということを知った次第でございます。準備が一番できていたということですね。</p>
<p>海老澤委員 会長</p>	<p>登録文化財の制度自体を持っている市町村はまだ多くないものですから、その中でさらに海老名市で最初にやるということに意味が高くなってくるので、海老澤委員のおっしゃったように検討を踏まえてどのようにしていくかということが、考え方としては必要かと思えます。</p> <p>今回たまたま資料がまとまって提供できるというところことからスタートしたのかと思えます。</p> <p>その他にいかがでしょうか。</p>
<p>片山委員</p>	<p>私は温故館で勤務してまして、一番大きなものは、よく眺めておりました。</p> <p>市民の方にしてみると、時代劇を念頭に置いたときに、高札とは視覚的にその時代を知ることができる良いものではないかという気がしますので、アピールしていく面で、登録にするという説得性はあるのではないかと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>青木委員からなにかあれば。</p>
<p>青木委員</p>	<p>史学科の教員として申し上げますと、高札は文字資料を扱って歴史を考えていく上で非常に人気のある資料です。一例として1年生の演習では、歴史資料であれば何を対象にしても構わないから発表してごらんという、毎年のようにテーマとして高札を題材に取り上げる学生がおります。その中で五榜の掲示が一番人気なのですが、そういった点で高札の様式であるとか、崩し字を覚えていくとか、歴史資料全般を基本的に考察する題材として高札はこの上ない資料だと思います。資料的な価値は無論のこと、歴史資料を使ってアプローチする際にも高札は非常によい対象ですので、今回の登録が適切な判断と存じます。異論はございません。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>先ほど井上委員から報告いただきましたとおり、神奈川県内でも高札がそれほど出ていないということも考えると、今回海老名市がこれだけの数をまとめて登録す</p>

	<p>るというのはそれなりに意味があるのかなと私も思っています。</p> <p>今回指定ということではなく登録ということですので、登録さえも数が少ないところを考えると、海老名市が試す役割というのは大きいのかなと思います。</p> <p>また、先程井上委員からお話があった千葉県の大網白里市は、デジタルミュージアムというものに力をいれていまして、博物館そのものは作っていないのですが、画像公開で文化財の認識を高めるといことが行われているということから、高札の公開にも力を入れていて、このようリストを作るときにあがってくるのかなと思います。</p> <p>今後神奈川県もそういう仲間になっていくひとつのきっかけとなればよいかなと思っております。</p> <p>そういったことで、本件について可能であれば登録文化財として進めていきたいと思っておりますが、委員のみなさま、これを答申するという形でよろしいでしょうか。</p>
一同 会長	<p>異議なし</p> <p>それでは、登録という形で答申を進めていきたいと思っております。</p> <p>答申書の作成にあたっては、先程山本委員からもご意見が出ましたとおり、諮問では員数5件としていますが、今度の答申は文化財保護審議会から提出しますので、その場で表記を変えて出すのがよいかなと思っております。</p> <p>この答申書については、会長一任といひますか、事務局にお任せいただいて、私と副会長で相談して、更に井上委員の調査所見を踏まえて答申書を作りたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。</p>
一同 会長 事務局 会長	<p>異議なし</p> <p>今回海老名市では登録が初ということですが、指定のときと同じように理由書のようなものとして、井上委員の意見をつけるという形でよいでしょうか。</p> <p>そのようにさせていただきたいと思っております。</p> <p>わかりました。ではそのような形で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
会長 事務局	<p>(4) 国登録有形文化財の意見具申について</p> <p>では、4番目の案件です。国登録有形文化財の意見具申について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>国登録有形文化財の意見具申についてでございます。資料は2となります。</p> <p>案件としては「海老名市温故館（旧海老名村役場）」について、国登録有形文化財に登録を希望するものとして、文部科学大臣に意見を具申したいものです。</p> <p>本件は、平成23年に移築し、郷土資料館として再オープンしました。敷地は借地でしたが、昨年、市で用地を取得いたしました。これに先立ち令和2年12月に文化庁調査官の現地調査も受けております。</p> <p>経過としましては、大正7年に海老名村役場として開庁いたしました。関東大震災がすぐにありまして、ダメージは多少受けたようなのですが、倒壊はしておりま</p>

せん。震災後、昭和初期と昭和 26 年、32 年、36 年に増築を行っております。役場の機能が、これだけ小さいところではできないということでの増築です。

昭和 41 年まで庁舎として使用していましたが、新庁舎が完成しまして、役場機能はそこで終了となりました。その後、昭和 55 年まで商工会議所として使用されておりました。商工会議所も新しく建物ができまして移転、その後この建物をどうするかということになりました。解体もあり得たところだったのですが、市民からの保存の意向がございまして、昭和 57 年に郷土資料館「海老名市温故館」として開館をいたしました。

その際、建物の増築部分は解体しまして、内部も郷土資料館としてかなり改変をしました。

その後、平成 19 年頃になりますが、耐震性の問題から郷土資料館を休館としまして、そこでも解体か補強かという意見がありましたけれども、結果として現在の場所に移築して再開しております。

場所としては、移築前は国分寺の史跡の中にあリまして、現在の位置に移っております。海老名駅から徒歩で 10 分程度です。

今回登録の申請をしているのは 180 m²、通常望見できる範囲というのを決めなくてはいけないというところで、これは文化財の価値に関わらず、通常見える範囲をすべて入れてくださいということですので、現在は北、東、南面が見えるということで三面を望見できる範囲として申請しております。

登録の面積としては、もともと建物を移築した部分が 180 m²という面積になります。先ほど昭和初期に増築したと申し上げた部分は、現在一体化しておりますので、そこも含めて移築となっております。

※以下スライド写真の説明

【現在正面は東を向いています。移築前は南を向いていたのですが、向きを変えての移築となっております。

こちらが大正時代の姿です。窓が多く、すべて上げ下げ窓でした。増築部分がないことがわかります。

これは建築当時の集合写真です。中央が当時の望月村長。こちらが大工の藤井熊太郎となります。玄関ポーチ前は、村議会や町議会等の議員の改選があった際には必ず集合写真を撮る場所となっていました。

役場建築当時の内部の様子です。

こちらが現在の様子です。この玄関ポーチに特徴がありまして、この部分について中心的に保存しています。そして小屋組みですね、内部なので外からは通常は見られないのですが、そのまま持ってきているということになります。

玄関ポーチは特徴的な意匠の破風、方杖、ペンダント等が移築先に持ってきたものです。この柱は以前はもっと長いものだったのですが、昭和 57 年の郷土資料館のときには短くなっていました。

破風板のアップのところになります。こちらは小屋組みの中です。こういった通

	<p>常の民家でも使用するような梁を使っているところが特徴です。見た目は洋風なのですが、在来の工法を使っているのかなと思います。</p> <p>これが移築の時の写真です。保存のために取り外さなければならなかった窓の部分を切出して保存しています。</p> <p>建築当時の色としては、銀鼠色に窓枠がオリーブ色。現在は白と緑なんですけれども、そちらが部材に残っており、見られる状態になっています。】</p> <p>建築の根拠としては、資料2の4ページから6ページに建築の契約書を添付しています。こういった海老名村役場建築に関する書類というのは他にも残っておりまして、建築について詳細を知ることができます。海老名の近代の歩みを知るうえでの、象徴的な建物として、登録を申請したいと思っております。</p> <p>本件の意見具申にあたりましては、神奈川県近代遺産総合調査で温故館を担当されました海老澤委員に、また歴史的背景、経過については片山委員にご尽力いただきました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の資料を拝見して、塗装色が当初と現在で違うというのを伺ったのですが、例えば塗装色をもとに戻すということは予定としてはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>特にそれは考えておりません。文化庁調査官からも、特に戻すということは考えなくてよいと言われていました。</p>
会長	<p>それでは、ただいま事務局から説明がありました通り、海老澤委員が本件の近代化遺産調査でご担当されているということですので、もしなにか補足的な説明やご意見があればお願いいたします。</p>
海老澤委員	<p>大体今から10年ほど前に、神奈川県近代化遺産建造物調査というのがありまして、そこで私が担当となった経緯があります。</p> <p>移築前の高台のほうにあった時期ですね、まだ閉館している状況で教育委員会の方にご協力いただいて見学とかをさせていただいて、資料も提供いただいて、所見をまとめました。それがこの資料2の「移築前の状況」となっています。細かいところはここに書いてあるように、まずは窓に特徴があり、壁面の下張りが下見板張りがドイツ下見と違って平らになっているような板張りの状況が特徴であるとか、事務局から説明があったように、玄関のポーチが意匠的に優れているというようなことを書かせていただきました。</p> <p>最後のところにもあるのですが、その時神奈川県に他に同様な庁舎の建築が残っているかというのを調べたのですが、ほとんどないんですね。同じ時期の小ぶりな、初期の木造の、洋風の影響を受けた役場の建築というのは、小田原のほうに小さいものが残っていたのですが、かなり改築されていたりします。そのためそういった意味で希少性も高いなというのがあります。やはり移築に際して部材を変えたりしたという面はあるとは思いますが、登録文化財というのは、景観上の意味とか、外観を継承しているかという点も重要ですので、ずっとこの国分寺周辺の土地において歴史的景観に寄与してきたという面も含めて、やはり意義があるのではないかと</p>

会長	<p>思います。</p> <p>ぜひ登録文化財になればと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
片山委員	<p>片山委員も歴史的背景を調査されているということですので、もしなにか補足説明等があればお願いいたします。</p> <p>大工の棟梁だった藤井熊太郎という方は、海老名市史の民俗編の記載によると、伊豆大工という職人集団の一人で、幕末期から随分神奈川県の中部あたりに藤井姓を名乗る職人が大勢いたようで、その一人のようです。</p> <p>その方は、海老名村に在住して、旧海老名役場以外にもたくさんの建築物を設計していて、非常に地元では評判の高い方だったようです。震災後、復旧の大工仕事が重なりすぎて、その負担がもとで亡くなったというような話も聞いております。</p> <p>先ほど事務局からお話があったのですが、旧村役場を造るにあたっての建築に関する資料という厚い資料が残っています。この資料を見ますと、この一部が契約書、それ以外にもあります。明治の終わりから大正の初めにかけて村役場建築のラッシュを迎えるのですが、明治天皇が亡くなったことによって少しそういった事業が下火になり、その後大正3、4年頃から盛んになるのです。その時に海老名村は、同じ人口規模の村を何か所か視察に行っているんですね。他所の先行的に造られている村役場建築を絵で描いて来ているんですよ。茅ヶ崎町役場、鎌倉郡瀬谷村役場、中郡比々多村役場などの平面図が村役場の一括資料の中に残っています。当時は海老名村、現在の海老名市の北半分なんですけれども、恐らく人口4、5千人だと思うのですが、最初はその人数を想定した村役場建築だったようです。先ほど海老澤委員が小ぶりだとおっしゃったのは、おそらくそういったことだと思うのですが、だんだん人口が増えてくると、それでは足りなくなって増築してきました。そういった詳細な、こういった手順で、村議会を経て役場ができるんだなあとということや、当初の見積書ですね、必要な材料費や職人の受注経緯が、誰が推薦してこの左官屋さんを呼ぶか、とかですね、そういった非常に興味深い文書も残っております。</p> <p>やはり電気がようやく通るか、という時代だったので、窓枠をいっぱいにとって、採光を確保しようというところも考えている構造です。</p> <p>現在の改築した温故館は、西面の窓は減らしているんですけど。最初の開庁した頃の村役場の面影からいうと、そういうような苦労があったことがよくわかります。</p> <p>海老澤先生がおっしゃいましたように、これは住んでいる人にとしてみると、風景の一部になっていたんですね。今温故館に勤務していて、見学に来られる年配の方は、建物に入るとホッとすると、というふうに言われるんですね。それは展示している民俗関係資料と併せて、建物そのものが非常に有効な資料として住民の方にとってはいい視覚的な記念物となっているような気がします。現在は高齢者が増えている時代ですので、回想法という心理療法ありますよね。そういった面でも非常に価値のある建物であると思っております。</p>

